

委員会調査報告書

本委員会に付託の事件を調査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第107条の規定により報告します。

平成30年2月26日

三木市議会議長 穂積豊彦様

前三木市長主催の幹部慰労会問題に
関する調査特別委員長 藤本幸作

記

1 調査の趣旨

平成27年11月18日に開催された幹部慰労会及びその後の一連の市の対応については、藪本前市長自らが本会議で虚偽の答弁を繰り返し、平成27年12月8日並びに平成28年3月4日の記者発表、さらには平成28年1月3日に市が発行した「市民へのお知らせ」についても虚偽の記載があったことを認めて辞職する事態にまで発展し、その後の市長選挙により市長が交代する結果となったが、いまだ明らかにされていない事実があるのではという疑念は拭いきれず、また100条委員会の設置を求める請願書をはじめとして、真相究明を求める市民の声も根強いことから、下記に掲げる事項について調査を行う。

2 調査事件

前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する調査

3 調査事項

- (1) 前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する事項
- (2) 三木市職員倫理審査会の審議内容に関する事項
- (3) 三木市職員賞罰審査委員会の審議内容に関する事項
- (4) 三木市長等倫理審査会の開催を求める署名活動及び審査請求書提出に対する市の対応並びに請求書の受理を拒否するに至った経緯に関する事項

4 調査権限

本委員会に委任された地方自治法第100条第1項並びに第10項の権限

5 委員会の開催状況

平成29年8月3日から平成30年2月19日までの間に、本委員会を14回開催した。

調査及び協議の内容は、以下のとおりである。

回数	開催日	調査及び協議の内容
第 1 回	平成 29 年 8 月 3 日	(1) 委員会の運営方針について
第 2 回	8 月 21 日	(1) 証人喚問について (2) 記録提出請求について
第 3 回	9 月 1 日	(1) 証人喚問について
第 4 回	9 月 25 日	(1) 記録提出請求について (2) 証人喚問の日程について
第 5 回	10 月 18 日	(1) 証人尋問 ・山本佳史証人 ・増田秀成証人 ・高橋慶一証人 (2) 記録提出請求に対する回答について (3) 証人喚問順序について (4) 記録提出請求について
第 6 回	10 月 23 日	(1) 証人尋問 ・椎木栄作証人 ・今井繁信証人 ・岩崎正勝証人
第 7 回	11 月 1 日	(1) 証人尋問 ・西本則彦証人 ・松本明紀証人 ・森田登喜子証人 (2) 記録提出請求に対する回答について
第 8 回	11 月 7 日	(1) 証人尋問 ・足立信一郎証人 ・藪本吉秀証人 ・永尾勝彦証人 (2) 記録提出請求について
第 9 回	11 月 8 日	(1) 証人尋問 ・椿原豊勝証人
第 10 回	11 月 13 日	(1) 委員会の運営方針について
第 11 回	11 月 28 日	(1) 記録提出請求に対する回答について (2) 証人喚問について
第 12 回	12 月 21 日	(1) 証人尋問 ・民間人（秘密会として開催） ・井上茂利証人 ・赤松宏朗証人
第 13 回	平成 30 年 1 月 17 日	(1) 調査報告書の検討
第 14 回	2 月 19 日	(1) 調査報告書の検討及び採決

6 記録の提出請求

調査のため提出を請求した記録は、以下のとおりである。

番号	請求記録名	請求先	請求年月日	受理年月日	備考
1	秘書課からの慰労会参加案内メール	三木市長	平成29年 8月21日	平成29年8月28日付回答	4及び5については、個人情報等が含まれているため、提出できない。
2	三木市職員倫理審査会議事録				
3	三木市職員倫理審査会において聴取された者の名簿				
4	三木市職員賞罰審査委員会議事録				
5	三木市職員賞罰審査委員会において聴取された者の名簿				
6	三木市長等倫理審査会の開催を求める審査請求書及び添付書類を返却した際の当局側の文書				
7	「前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する事項」、「三木市職員倫理審査会の審議内容に関する事項」、「三木市職員賞罰審査委員会の審議内容に関する事項」及び「三木市長等倫理審査会の開催を求める署名活動及び審査請求書提出に対する市の対応並びに請求書の受理を拒否するに至った経緯に関する事項」に関する経費の一覧（目的、具体的な使途内容等）				
8	前記7に関するすべての伺い書				
9	庁内メールシステムへの不正アクセス事案について、警察署へ提出した被害届の写し	三木市長	平成29年 9月26日	平成29年9月27日付回答	文書不存在のため、提出できない。
10	前記9に関する伺い書				
11	秘書課からの慰労会参加案内に関するすべてのメール ※ただし、平成29年8月28日付三企第83号の1により提出のあったものは除く	三木市長	平成29年 10月19日	平成29年10月26日付回答	個人情報等が含まれているため、一部非公開として提出する。

1 2	<p>慰労会問題に関して三木市顧問弁護士に相談した事項等について</p> <p>ア) 相談した年月日 イ) 相談内容 (議事録等があればその写し) ウ) 相談した者の氏名 (非公開であれば人数だけでも可) エ) 相談にかかった費用</p> <p>※なお、平成27年11月から同年12月末日までの間に相談した案件を対象とする。また、実際に顧問弁護士と面会はしていなくても、電話・FAX等でのやり取りも含む</p>	三木市長	平成29年 11月 8日	平成29年 11月14日	—
1 3	<p>平成29年8月28日付三企第83号の1により提出のあった「(1) 秘書課からの慰労会参加案内メール」における、メールの差出人の氏名部分の黒塗りを外したもの</p> <p>※なお、提出された記録については、秘密会を開催し閲覧のみ行い、秘密会終了後は回収、その後議会事務局で閲覧を禁止した状態で保管し、調査終了後に返却する</p>	三木市長	平成29年 11月14日	平成29年 11月15日	—

7 調査の内容と結果

(1) 事実確認

ア 前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する事項

(ア) 慰労会の開催は、部長会の親睦会という位置付けで、本来企画管理部長が幹事役となり、通常年3回程度（4月の歓迎会、年末の忘年会、3月の送別会）開催していたが、当時は企画管理部長が年度途中で交代したり、それぞれ部長の業務が多忙を極めており新年度に入って1度も開催できずにいた。さらに年末から当初予算編成業務に入っていく中でこのままでは開催がおぼつかないため、藪本市長（当時）（以下「藪本市長」と言う。）自らが理事兼企画管理部長（当時）（以下「理事兼企画管理部長」と言う。）に開催の調整をするよう指示をした。

そのような中、平成27年11月10日に土地改良区関係者の懇親会2次会が三木市内のスナックで開催され、藪本市長と北井副市長（当時）（以下「北井副市長」と言う。）が参加した。藪本市長はそのスナックを気に入り、今企画している部長会の2次会（以下「慰労会」と言う。）会場とすることをその場で即断し予約を入れた。あわせて参加していた民間人Aを誘った。民間人Aはもう一人（民間人B）連れて行ってもよいかと尋ね、藪本市長は了承した。同じくその場で随行していた秘書課職員に場所が決定したので各部長に知らせるように指示をしたが、民間人の同席も含めて知らせることは指示していなかったため、部長たちが民間人の同席を事前に知っていたとは思わなかった。

(イ) 翌11月11日の朝、北井副市長は理事兼企画管理部長に慰労会関係の案内通知を出しているのか確認をした。電話もしくは口頭により行ったとのことだったので、文書で出す方が良くと秘書課職員がいる前で話をした。その際に民間人が参加することになったことも伝えたと証言している。

秘書課職員に慰労会の案内を通知するよう直接指示をしたのは誰かまでは今回の調査でははっきりと特定はできなかった。

同じく11月11日に秘書課職員は、会場名と時間、参加者として民間人2名の名前を明記したメールを、庁内のメールシステムを使用して関係部長に送信した。しかしながら藪本市長、北井副市長へはメールは送信されなかった。

(ウ) 11月18日に開催された慰労会には、藪本市長のほか北井副市長、松本教育長及び部長級の職員5名が参加し、途中から理事兼企画管理部長が合流した。民間人2名についてはいわゆる1次会には参加せず、2次会より参加した。藪本市長は貸切でとは依頼しておらず、他の部長たちもその認識はなかったが、実際店の前には本日は貸切ですと張り紙がしてあったという証言もあり、事実上貸切状態であったと推測される。慰労会の様子は主に雑談とカラオケで盛り上がり、利害関係者と仕事の話はなかったと

多くの証言があった。

会計については、当日の幹事である豊かなくらし部参与（当時）（以下「参与」と言う。）があらかじめ1人当たり1万円を徴収し、不足分は参与自らが立て替えて支払いをした。翌日1人につき2千円を不足分として徴収し、職員にかかった費用の精算を行っている。民間人の支払いは職員側ではしなかったため、彼らから徴収はしていないと証言している。民間人の支払いも含めた費用の総額はいくらだったのか、また自己の費用の一部を民間人に負担してもらった事実はなかったのかまでは判明しなかった。

その後理事兼企画管理部長の酒気帯び運転による逮捕となるが、本調査の対象ではないため経緯等については省略する。

- (エ) 平成27年12月3日に新聞社から北井副市長のもとへ市長に取材の申し入れがあったが、市長は出張で不在のため直接連絡を取ってはどうかと伝えた。

藪本市長は電話取材で2次会に民間人が参加しているが、倫理規程に違反しているのではとの質問を受けた。倫理規程に抵触しているとは思っていなかったことや、民間人の名前が記された案内メールが秘書課から発信されていることを知らなかったため、藪本市長と北井副市長以外の職員は民間人が来ることを知らずに参加した。部長たちは倫理違反には当たらない。説明責任は市長が果たすと回答し、その内容が翌日の新聞に掲載された。

その記事を目にした数名の部長は、自分たちはメールにより事前に民間人の出席を知っていたので、その旨をまだ出張中の藪本市長に伝えてほしいと北井副市長に進言した。

北井副市長は直ちに藪本市長に連絡を取ったが、新聞社の取材に答えてしまった直後であること、直前に理事兼企画管理部長の酒気帯び運転による逮捕という不祥事が発生しており、さらに市民からの信用を損なう恐れがあること、倫理違反になることを知らずに誘ったのは藪本市長であり、部長たちに迷惑をかけられないとの思いで、関係部長にしかメールが送信されていないのであれば、メールそのものが無かったことにしてはどうかという指示を北井副市長に行った。その指示を受け、北井副市長は関係部長たちを呼び出し、メールの削除を指示した。理事兼企画管理部長については、その当時酒気帯び運転の件もあり、市役所には登庁していないのでメールの削除はしていないが、北井副市長から削除させてもらったという発言を聞いた記憶があると証言している。

12月8日付けで「市幹部職員と民間の方との飲食について」と題した記者発表を行っているが、ここで「2次会に参加した各部長は、利害関係者が参加することを全く知らされていない中で同席したものであり、そもそも条例・規則を適用する以前のものであり、「規則抵触の恐れ」すら法的

には発生しない。」と明言し、以後の本会議の場においても同様の趣旨の発言を市側は繰り返してきた。

- (オ) 平成27年12月の本会議においてある議員から、このたびの件について市民への説明責任をどのように果たすのかという質問に対し、藪本市長は「広報のお知らせのような形で行いたい」と答弁したため、平成28年1月3日に「市民へのお知らせ」を発行することになった。

文面についてはすべて藪本市長自身が考え、当時の理事兼秘書課長に文案をまとめさせた。平成27年12月21日の本会議開催前に藪本市長は部長たちを市長応接室に集め、ゲラを見せ意見を求めた。このたび証人喚問を行った職員は、酒気帯び運転により逮捕された者を除き、皆この会議に出席した記憶があると証言している。席上で2、3名の部長から民間人の同席を事前に知らなかったというのは誤りである、今からでもまだ引き返せるという発言もあったが、結論は出なかった。

各々の証言によれば、部長たちは事前に民間人の同席は知らなかったとの本会議での藪本市長たちの答弁を受け、それと異なることは言えなかった、部長たちは事前に知らなかったという流れに追従してしまったとのことである。具体的に藪本市長や北井副市長から答弁等についての調整はなかったが、部長たちはゲラに記載されている虚偽の内容について異議を唱えることができなかったと各々証言している。

本会議終了後、藪本市長は病院へ向かってしまったため、北井副市長以下部長たちで再度集まり検討を行った。この時の出席者は、証人の記憶がどれも曖昧ではっきりとは判明しなかった。結局その場でも特に意見が出なかったため、北井副市長は藪本市長にその旨を伝えた。その場ではこの案で発行するという明確な意思決定はなされなかったと部長たちは証言している。しかしながら、結局虚偽の内容は訂正されないまま、1月3日に「市民へのお知らせ」は発行された。

イ 三木市職員倫理審査会（以下「職員倫理審査会」と言う。）の審議内容に関する事項

- (ア) 平成27年12月8日の「市幹部職員と民間の方との飲食について」と題した記者発表において、「法的にも道義的にも何ら問題がない中、12月4日（市議会本会議の質問通告日）に、1新聞社から「三木市長主催の幹部慰労会 建設会社社長も同席 公共工事を受注 内規抵触の恐れ」のみだしのもと報道され、市民の疑念を招いていることから、その疑念を払拭する」ために、職員倫理審査会を開催することを明らかにした。

職員倫理審査会の設置については、三木市職員倫理条例第8条に記載があり、「委員5人以内で組織し、専門的知識を有する者等のうちから市長が委嘱する。」と定めており、このたびは弁護士2名、大学教授1名の計3名

が委員として委嘱され、大学教授の委員が委員長となった。

(イ) 第1回目の職員倫理審査会は、平成28年1月6日兵庫県民会館を会場として開催され、冒頭で個人情報に関わるが含まれるので今後の会議は非公開とすることに決定された。部分公開された議事録によれば、事務局は職員倫理条例の解釈として、「お互いに示し合わせて約束をして飲食することを想定」しており、利害関係者の参加を知らずに「たまたまどこかの飲食店で一緒に飲食すること」は条例違反に当たらないという趣旨の発言をしており、それに対して委員から疑問点を指摘されていることが議事録に残されている。

(ウ) 第2回目の職員倫理審査会は、1月16日ひょうご共済会館を会場として開催され、冒頭に新聞社からの問い合わせをきっかけに発見された案内メールについての説明があった。

第3回の職員倫理審査会では、発見された1通以外はすべての関係者の端末パソコンからメールが消去されているという不自然な点について、委員から指摘されているが、事務局からは明確な説明は行われなかったことが議事録に残されている。

また、1月16日及び1月28日の第2回及び第3回職員倫理審査会において、関係者から意見聴取を行っているが個人情報を含むためとして非公開とされており詳細は不明である。

しかしながら、当時、理事兼企画管理部長であった証人は、職員倫理審査会にてんまつ書を提出するにあたって、北井副市長から副市長自身が作成したてんまつ書と整合させるようにとの指示を受け、職員倫理審査会の場においてメールの件については虚偽の発言を、また本心では好ましくないと思いながら倫理条例には抵触しないという趣旨の発言をしたと証言している。

(エ) 第3回職員倫理審査会において関係者からの意見聴取後に、意見具申に向けての協議を行っている。

議事録を見ると、倫理規程に抵触するという委員の意見と、倫理規程に抵触するとははっきり言い切れないとする事務局側の意見とで見解の不一致が見られ、激しい議論があったことが伺えた。

委員からは市が平成28年1月3日に「市民へのお知らせ」を発行し、その中で「道義的にも何ら市民の皆様の疑惑や不信を招くものではないと考えています。」と断言していることに触れ、「では疑惑を晴らせるかという晴らせない、晴らせるとは言えない」、「市の勇み足的な内容になってしまっているので、それを我々が追従するというのは絶対にできないと思います。」との意見があった。

また、国の規程と比較した場合、市の規程は厳しすぎるので見直す必要があるという意見を付け加えてほしいという発言も事務局から出されてい

る。「この規則そのものが国と比べて厳しすぎる規則になってしまっている
ので、審査会に諮らせていただいております。」「倫理条例を制定していな
い他の市であれば大丈夫なのに三木市の規則では抵触することということに
なってしまいます。」「利害関係者ととも飲食するという禁止事項が国に
は無いということです。国には禁止事項として定めがなく三木市にはあ
るということです。」などの発言が議事録に残されている。

それに対し委員からは、「三木市には、自己の費用で飲むのは大丈夫で
すよという例外規定が設けてあるのですから、2万円であろうが3万円で
であろうが本人が負担するのはいいけれども、夜間だけに例外の例外が設け
てあるということは、やはりそういう酒を飲みながらのというのはあまり
自由に野放しにしてしまうと逆にいけないのではないかとということで、私
は三木市の倫理規程をしばらく維持された方がいいと思います。」と国の規
程のように利害関係者と共に飲食することを禁止する条文を削除してはと
いう事務局側の意見に否定的な見解を示し、国がそのような改正を行った
理由の1つに大部分の職員の意識が変わってきたことを挙げ、「そもそも倫
理監督者である部長たちが倫理規則を見たことがありません、読んだこと
はありませんという前提でこれを国よりも厳しいということ自体おかしい」
と指摘している。

なお、井上副市長（当時）（以下「井上副市長」と言う。）はこのたびの
証人喚問時において、職員倫理審査会に臨むに当たり、関係者と口裏合わ
せは行ってない。また、事務局として公正な委員会運営を行うに当たり、
藪本市長が考える結論へと誘導を指示するようなことはなかったと証言し
ている。

- (オ) 職員倫理審査会議事録の公開を巡って、神戸新聞社に対しては個人情報
などにかかる部分を除いて公開したにも関わらず、その後三木市議会議員
が請求した際には全てを非公開とし、職員倫理審査会の委員長名で非公開
とする決定通知を行っていたが、その後平成28年6月の本会議で井上副
市長は「議事録の公開、非公開は市長の権限であるにも関わらず委員長名
で非公開通知を行ったこと、委員長から委任されていないにも関わらず委
任決裁という誤った表現を行ったことなどが、委員が辞任する原因の1つ
になっているものと考え」と発言している。

なお、非公開とした市の決定は違法であるとして市に決定の取り消しな
どを求めて提起された裁判の判決が、平成29年9月14日神戸地方裁判
所においてあった。判決で神戸地方裁判所は、公文書の非公開決定を取り
消し、市に損害賠償の支払いを命じた。

ウ 三木市職員賞罰審査委員会の審議内容に関する事項

- (ア) このたびの調査にあたって、委員会の議事録並びに意見聴取された者の

名簿の記録の提出請求を行ったが、個人情報等が含まれているため提出できないと回答があり、調査は行えなかった。

なお、井上副市長はこのたびの証人喚問時において、三木市職員賞罰審査委員会に臨むに当たり、関係者と口裏合わせは行っていない。また、事務局として公正な委員会運営を行うに当たり、藪本市長が考える結論へと誘導を指示するようなことはなかったと証言している。

エ 三木市長等倫理審査会の開催を求める署名活動及び審査請求書提出に対する市の対応並びに請求書の受理を拒否するに至った経緯に関する事項

(ア) 審査請求書の受理については、本来ならば企画管理部長が決裁権者であるが、重要な案件のため北井副市長に確認と決裁を仰いだ。しかしながら請求書の受付そのものをせずに返却する最終判断を下したのは藪本市長である。その際に両副市長にも相談したが、主に北井副市長に相談した。

市長等倫理審査会の開催を待つまでもなく、市長自らがそれに違反していることを認めているので疑いの余地というものはなく、審査会を開催する理由もなくなったため受付をせずに返却するという考えに、北井副市長も同意したので、最終的には藪本市長が受付をせずに返却するという判断を下した。

(イ) 審査請求書や署名等のコピーを取るよう指示したのは藪本市長で、実際にコピーを取ったのは井上副市長である。なお、他にコピーをした者はいないとの証言があった。今後この問題が様々な形に発展するかもしれないと思い、藪本市長はコピーを取るよう指示したが、その後破棄するよう指示をしたので現在コピーは残っていないと証言している。

なお、委員からの質問で本会議で企画管理部長がコピーを取っていないと発言したことに触れ、部長自身はコピーをしていないが、誰かがコピーをしたと聞き及んでいたため、それは虚偽の答弁にあたることを認めている。

(ウ) 市民の有志が市役所敷地内の市民広場にて署名活動を行った際、井上副市長と企画管理部長がその場に立ち会い、終始活動の様子をうかがっていたのは、藪本市長が庁舎管理者として庁舎管理規則に違反しないか監督する必要があると指示をしたためである。

(2) 問題点及び指摘事項

ア 公益通報制度の整備及びその周知

(ア) 公益通報による事案の調査及び審査を行う組織として、公平性・中立性を確保するためにも、法律等の専門知識を有する外部の人間から構成される第三者機関の設置について検討すべきである。

通報者である職員はあくまで組織の一員であり、通報内容の秘密は守られるのか、通報することによって不利益な処分を被らないのか常に不安に

さらされ、それが故に通報することに二の足を踏んでしまうことは十分に考えられるので、市役所と直接関係のない第三者の立場である有識者による機関で調査及び審査がなされる体制づくりが望まれる。

- (イ) 市役所内には内部公益通報にかかる窓口を設置しているとのことだが、市役所職員のみならず、広く市民からの通報を受け付ける外部公益通報の窓口設置についても検討されたい。

市の内部だけではなく、市民からの幅広い市政に関する情報の提供を受けることで、不祥事の未然防止と市政執行の透明化が図られるといった効果が期待できる。ただし、提供される情報には根拠のないデマであったり、職員の対応が気に入らない等公益通報制度になじまないものも含まれる可能性があるため、その対策についてもあらかじめ検討しておく必要がある。

- (ウ) このたびは、市役所内に内部公益通報にかかる窓口を設置しているにもかかわらず活用されていなかった。メールに関する虚偽発言が発覚したきっかけは、庁内メールシステムへの不正アクセスという違法な手段によるものである。このような事態が発生したのは、公益通報制度が職員に十分に周知されていなかったことも一つの要因であると考えられる。

前述した公益通報制度の整備と並行して、制度の趣旨、内容等について全職員に周知徹底を図られたい。

イ 綱紀粛正の徹底と職員倫理研修会の開催

年2回程度、職員の綱紀粛正、服務規律の確保等についての文書が全職員に向けて通知されているが、このたびの証言からは市役所職員として守らなければならない基本的な事項という認識はあったものの、個々具体的には十分に理解しているとは言い難く、職員倫理条例に抵触しているという意識さえなかったということがうかがえた。また、実際に文書が通知されても、職場内で特にそのことについての話し合いは行われておらず、研修会も実施されていない実態も判明した。

このたびの問題に関係していた職員は、ほぼ全員が三木市職員倫理条例でいうところの倫理監督者であり、職員の職務に係る倫理の保持について必要な指導、助言等を行う責務を負う立場にあることを考えると、これは非常に大きな問題があると言わざるを得ない。

まずは部長級、課長級といった階層別の職員倫理研修に全職員が必ず出席し、職員倫理条例、服務規律といった市役所職員として身につけるべき法的知識の習得のほか、役職の階層に応じた適切な役割・行動について学習する場を設ける。また、判断に迷うような事案について市としての方針をまとめた事例集のようなものを作成し、研修のテキストに加える。

その後、課内でも職員自ら考え、行動に結びつけることを目的としたミーテ

ィングを定期的に関催し意見交換を行う。その実施報告書の作成とあわせて倫理規程等に抵触するような事案の有無等について、所属長を通じて部長まで報告を行い、さらにそれを取りまとめたものを全職員で情報共有し、その背景・要因を学ぶことで今後の再発防止につなげていく。そうして上からの指示、下からのボトムアップを相互にうまく機能させていくことで、このたびの一連の問題により失った市民の信頼を回復できるものとする。

ウ 職務権限規程の遵守

平成28年1月3日に発行された「市民へのお知らせ」については、伺い書が存在しないにもかかわらず、紙面の内容が決定され、印刷や新聞折り込みなどに要する経費の支払いが行われていたことが記録の提出や証言により明らかとなった。

そもそも三木市においては、職務権限規程で職責に応じてその地位にある者が果たすべき業務の内容や業務を処理する権限が規定されており、その業務に関する責任の所在を明確にするためにも、担当者が伺い書と呼ばれる文書を起案し、その事務の処理権限を有する市長等が最終的に意思決定を行うこととされている。

市民の税金を使って発行し、しかもそこには虚偽の内容が含まれていたにもかかわらず、誰が起案したのかもわからず責任の所在も曖昧というのは法に則り職務を遂行する公務員としてはあまりにも事務処理がずさんであり無責任である。今後は規則等に基づき伺い書を作成し、定められた保存年限の間は適正に保管するよう周知徹底を図られたい。

エ 条例を運用するにあたっての問題点

(ア) 委員の選任

三木市長等倫理条例では、審査会の委員は市長が委嘱すると定められているが、市長自身の倫理観を問う場合にも同様に市長が委員を委嘱することになっている。

また、三木市職員賞罰審査委員会規則では、審査会の委員は通常は内部職員のみで構成することと定められているが、このたびは本来なら委員になるべき職員の多くが、審査委員会の対象者となったため委員に委嘱することができなかった。このような問題が発生することは、条例や規則の制定当初では想定されていなかったのではと推測する。

しかし選挙権を有する者のうち50分の1以上の方が条例違反ではないかと訴えていることに対し、その当事者である市長自らが審査会の委員を選任するということは、市民にとって納得がいかないのではないかと推測する。誰が委員を選任するのか今後の検討課題とされたい。

(イ) 審査請求書の受付

このたび三木市長等倫理条例に基づき市民から提出された審査請求書は、いわゆる門前払いの形で受付そのものがなされなかった。しかしながら多大な労力をもって数多くの市民の署名を集められ、正式な審査請求の手続きに従って提出されているのであれば、受付し条例・規則に定める手続きに沿って粛々と事務を進めることが条例の本来の趣旨ではないのか。

今後、受付そのものを拒否することのないよう対策を講じられたい。

(ウ) 情報公開の可否を決定する機関

職員倫理審査会の議事録の公開を巡っては、一旦新聞社に対しては部分公開されたにもかかわらず、その後の三木市議会議員からの公開請求に対しては非公開とし、委員長名でもって決定通知を行った。その後藪本市長自らがそれは誤りであり、本来市長名で行うべきものと井上副市長の発言を覆した。その一連の出来事に関連して、新聞には職員倫理審査会の事務局が委員に諮らず、無断で委員長名により非公開の決定通知を行ったこと、その非公開理由については委員にも明らかにされなかったことなど市の対応に憤りを感じ、委員全員が辞任する事態にまで発展したことが報じられた。

三木市審議会等の会議の公開に関する条例によれば、審議会等の会議は原則公開とし、非公開とする場合は審議会等の長が会議に諮って決定するとあり、実際に職員倫理審査会の当初は個人情報に係る部分を非公開すると決定がなされている。

しかしその後非公開の決定通知を行った理由について、平成28年6月の本会議で井上副市長は、「職員倫理審査会において不正アクセスにより取得した案内メール等について議論されておりまして、その議事録を公開することで不正アクセスに関する警察の捜査に影響を及ぼす恐れがあると判断し、議事録を非公開とした。」と答弁を行っている。

仮に公開するか否かの決定は市長名で行うべきであったとしても、審査会で決定された非公開理由と異なる理由で、しかも委員にもその理由を明らかにしないまま市長名で非公開と決定したことは、会議を非公開とする時は、審議会等の会議で諮るといふ条文との整合性はとれているのか疑問が生じる。実際に市のマニュアルには議事録の公開の可否は委員長名で行う趣旨の記述があったとの証言もあり、市としての見解を明らかにすべきである。

(エ) 委員会の迅速な開催

平成27年11月に酒気帯び運転による職員の逮捕という事態が発生してから、職員倫理条例審査会、引き続き職員賞罰審査委員会が開催されるまで年末年始を挟むとはいえ、1か月半余りの月日を要し、最終的に懲戒処分の記者発表を行うまでには事件発生から3か月半の月日が経過していた。その間何の処分もないまま空白の期間が生じたことについては、議

員からも疑問の声があがっている。

今後はできるだけ速やかに職員倫理審査会及び職員賞罰審査委員会を開催し、厳正な処分を下されるよう努められたい。

8 調査経費

報償費	10,800円（法律相談）
旅費	55,874円（証人等）
需用費	17,550円（フラットファイル等）
役務費	379,079円（音声反訳）
計	463,303円

9 まとめ

この報告をもって本委員会に課せられた調査を終結することとするが、当局においては、指摘事項を真摯に受け止め、改善に当たられたい。

このたび本事案が長期化したのは、途中で何度か訂正する機会がありながら最後まで市が虚偽の発言を繰り返し続けたことが最大の原因であることは明白である。数名の部長が今ならまだ引き返せると進言した時もあったが、結局市長が辞職を表明するまで虚偽の内容があったことが明らかにされることはなかった。

本来であればそのような時、副市長以下の幹部職員達が市長を諫めるべきであるのにそれがなされなかった。このたびの証人喚問では全ての幹部職員達が口を揃え、今回に限らず、日頃から市長に対し思うことが自由に言えなかった、言っても聞き入れてもらえなかった、パワーハラスメントを受けたと感じる時もあったと証言している。そこからは市長と幹部職員との間で自由な意見交換は行われず、トップダウンで物事が進められていた実態が浮かび上がってくる。

本調査報告でるる問題点や今後改善すべき事項について指摘してきたが、何よりもまず市長と幹部職員との間で十分な意思疎通がなされること、自由闊達な意見交換を行える信頼関係を結ぶことで風通しの良い組織づくりに努めることが重要であり、ひいてはそれが市民の信頼回復の第一歩となるのではないか。当局におかれましては、このたびの反省も踏まえ今一度組織のあり方を見直されるよう助言させていただき、これをもって最後の提言としたい。

また、今後についてはこのたび明らかになった問題点を解消すべく直ちにその対策を検討されるとともに、改善策がまとめれば速やかに議会へ報告されたい。

以上で本委員会に付託された地方自治法第100条に基づく調査の報告とする。